

育児休業延長を許容できる旨の申立書

私は、保育施設利用申込において、希望する保育施設に入所できない場合は、育児休業の延長も許容できることから、次の事項に同意し、本申立書を提出します。

1. 確認事項（必ずお読みいただき、すべての□にチェックしてください。）

- ☐ 入所保留を保証するものではありません。希望園に空きがあった場合は、内定となります。
- ☐ この申立書を提出した場合、利用調整の際にマイナス200点を加算します。
- ☐ マイナス200点は当該年度中で有効となります。マイナス加算を年度途中で外す場合は希望する入所月内の受付期間（事前の提出不可。詳細は裏面をご覧ください。）に育児休業の許容に係る解除申立書にて変更となる旨を届け出ていただく必要があります。
- ☐ 育児休業給付金の支給期間延長手続きに当たり、勤務先またはハローワークから保育施設利用申込書の写しの提出を求められる場合があります。新座市では、受付時・受付後の申込書の写しの作成・発送は行いませんので、申込前にご自身でご用意ください。

2. **初めに申請した月の翌月以降**の入所保留通知の送付

（4月入所で申請した場合、5月以降の入所保留通知が必要であれば、希望ありにチェック）

- ☐ 希望あり 令和8年_____月分
- ☐ 希望なし ※初めに申請した月分のみ送付します。

令和_____年_____月_____日
住所
氏名

【申請児】

（フリガナ）

児童名_____（生年月日）平成・令和_____年_____月_____日

（フリガナ）

児童名_____（生年月日）平成・令和_____年_____月_____日

保育課記入欄	月_____日 保留通知リスト入力済・
--------	---------------------

育児休業の許容に係る解除申立書の提出期間について

育児休業の許容に係る解除申立書は、解除する入所月により、次の提出期間内に保育課へ提出してください（事前の提出不可）。

（例）：7月入所の利用調整からマイナス200点の加算を解除する場合は、5月8日（金）～6月5日（金）の期間内に提出

解除を希望する入所月	提出期間
5月	令和8年3月6日（金）～4月6日（月）
6月	4月7日（火）～5月7日（木）
7月	5月8日（金）～6月5日（金）
8月	6月8日（月）～7月6日（月）
9月	7月7日（火）～8月5日（水）
10月	8月6日（木）～9月7日（月）
11月	9月8日（火）～10月5日（月）
12月	10月6日（火）～11月5日（木）